

三次市教育委員会会議録

1 日 時 令和3年10月15日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 4時05分

2 会 場 三次市役所本館 6階601会議室

3 出席委員 教 育 長 迫 田 隆 範

委 員 小 根 森 直 子

委 員 深 水 顕 真

委 員 井 岡 直 美

委 員 藤 井 皇 治 郎

4 出席職員 教 育 次 長 甲 斐 和 彦

学校教育課長 中 村 徳 子

教育委員会事務局付課長 赤 木 実

教育指導係長 藤 本 裕 佳 里

教育総務係長 沖 川 佳 代 子

文化と学びの課主査 迫 あ す か

5 議事日程

(1) 議案第21号 令和4年度就学児等の措置について(非公開)

(2) 報告1 三次市立学校教職員健康診断実施要領の一部を改正する
訓令について(公開)

(3) 協議1 学校規模適正化について(公開)

教育総務係長 ただいまから教育委員会会議を開催する。教育長の報告をお願いします。

迫田教育長 前回の教育委員会会議以降の状況等について3点報告する。

1点目は、新型コロナウイルス対策について、8月27日から9月30

日まで広島県は緊急事態宣言対象地域となっていた。子ども達の学習や生活については、最高レベルの基準で感染防止対策を徹底し、行事や教育活動は一定の制限はしたが、学びは止めないということでの取組を進めた。幸い、学校の臨時休業措置や、放課後児童クラブの休止等が必要な状況には至らなかった。関係者の皆様に本当に感謝している。それから美術館等の集客施設については臨時休館、図書館等の所管施設についても限定的な対応を行ってきた、10月1日から緊急事態宣言が解除され、小中学校では、感染対策を行いつつ、運動会や修学旅行、校外活動といった行事等も行えることとし、所管施設も通常の体制に戻している。昨日までの県独自の集中対策期間も終了し、今日からステージも1と判断されているので、小中学校の行動基準もレベル1ということで、対策は徹底しながらも、学習や活動を少しずつ通常の体制に戻しているところである。学校生活にかかる留意事項として、各学校に改めて周知している文書を配布しているのでまた確認していただきたい。

2点目は議会について、市議会9月定例会の一般質問のほかに、令和2年度の会計決算、令和3年度の補正予算、そして条例改正案等を含めて、議案28件について議決をいただき、9月30日に閉会した。9月8日の全員協議会では、新学校給食調理場の基本設計についても報告説明を行った。今後は、この新学校給食調理場についても、コロナの関係で見合わせをしていた、関係保護者への説明会や、調理場建設予定地域の皆様への説明会も順次開催しながら、計画的に進めていきたいと考えている。

3点目は美術館関係について、10月2日に奥田元宋・小由女美術館の開館15周年の記念行事を開催することができ、奥田小由女先生にも出席をいただいた。小由女先生は昨年文化勲章を受章されたと同時に名誉県民にも顕彰されており、コロナ禍で延期になっていた顕彰式が10月1日に県庁で行われ、湯崎知事から名誉県民の称号記を受け取られた。翌日は美術館の記念行事に出席していただき、翌3日には八幡小学校の子どもたち全員との交流行事を開催した。子どもたちは小由女先生の作品を模した手作りの人形を持ってきて、小由女先生の前で、作品をつくるにあたって工夫したところや思いなどを説明したり、小由女先生自身が、美術館に展示

している作品への思いや作品についての背景を説明してくださったりして、大変素晴らしい交流をすることができた。子どもたちはもちろん感激していたが、小由女先生自身にも大変喜んでいただき、美術館にこうやって、いろんな人が関わってくださり、子どもたちもこうやって見に来てくれたり交流をしてくれたりするのには大変嬉しいし、これからもそういう機会を大切にしていきたいという話もしていただいた。企画展は開始が遅れたが、10月1日から11月3日まで、千葉市にある「ホキ美術館」のコレクションから選んだ名品展を開催している。非常に写実的なすばらしい絵画を展示している。三良坂平和美術館では、二宮郁子・吉原敬司二人展として、カリグラフィー作品と組子細工の作品を11月28日まで展示している。あーとあい・きさの黒木ゆり絵画展では、「透明な時間」をテーマとした作品がたくさん並んでおり、11月5日まで開催しているので、また見ていただければと思う。

教育総務係長 本日の会議は全員出席のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本教育委員会が成立していることを確認する。それでは、以降の進行を教育長にお願いする。

迫田教育長 これから議事に移る。本日の議案第21号は、児童生徒の就学措置に関する案件であり、公開になじまないものとする。ついては、三次市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により、議案第21号は非公開が適当と考えるがいかがか。

委員一同 一異議なし

議案第21号 令和4年度就学児童等の措置について
(個人情報を含む案件のため非公開)

迫田教育長 それでは、報告1について事務局から説明を求める。

学校教育課長 三次市立学校教職員健康診断実施要領の一部を改正する訓令について報告する。三次市立学校教職員健康診断実施要領は、学校保健安全法、労働安全衛生法等、関係法令で定めるところにより学校において行う教職員の健康診断の実施に関して必要な事項を定め、教職員の健康管理の適正を図

るためのものである。改正の内容については、第1条により、様式第2号中の印の表記を削除し、第2条により、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、第9中、第27条第3項を、第27条第4項に改めるものである。この訓令中、第1条の規定は令和3年10月4日から、第2条の規定は令和4年1月1日から施行するものである。

迫田教育長 質問等なければ、報告1については以上でよろしいか。

委員一同 一了承一

迫田教育長 ここで5分休憩とする。

—5分休憩—

迫田教育長 それでは再開する。協議1に入る。学校規模適正化について、すでに学校規模適正化委員会から答申をいただき、教育委員会として会議等を含めて丁寧に議論を続けてきている。これまでの3回の議論、そして8月11日にも総合教育会議を開催していただき、市長との意見交換も行っている。総合教育会議においては、すでにホームページにも掲載されているが、この中で、福岡市長から、持続可能なまちづくりに結びつくような規模適正化の議論が必要であること、検討委員会で熟慮された答申は最大限尊重することが重要であること、そして保護者や地域の方に丁寧な説明をしていく中で、三次の実態に即した方針となることを期待すること、また、集団生活は社会でも不可欠だということから、子どもの生きる力を育む視点も大切にしてほしいということ、意見として述べられた。また、教育委員には、10月6日に、A小学校、B小学校、C中学校の3校を訪問していただき、学校規模が異なる学校の現状について、直接見たり、各校長から話を聞いたりして把握していただいたところである。本日はそのようなことを踏まえ、事務局が作成した基本方針案をもとに意見交換を行っていきたいと考えるがいかがか。

委員一同 一異議なし一

迫田教育長 それでは事務局からの説明を求める。

教育次長 それでは、「三次市立小中学校の規模及び配置の適正化について」の基本

方針案について説明する。全体的な構成は目次に沿って説明する。「1 はじめに」に続いて、「2 国の動向」を記載している。これは、我が国の教育は憲法や教育基本法、学校教育法などの法律において制度化され、また、学校運営においても基本に係る内容は、文部科学省の方針に基づいて行われており、学校規模の適正化を検討する上では、国の動向や考え方を踏まえておく必要があることから、記載をしているものである。「3 三次市立小・中学校の現状」は、答申において課題として提起された事項を含めた学校の現状を記載している。「4 学校規模及び配置の適正化に向けて」は、答申において課題として提起された事項について、その考え方を示している。その上で、「5 学校規模及び配置の適正化における考え方（基本方針）」として記載し、「6 『三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化』に係る基本方針の見直し」として、将来的には、この方針を見直し検証することを述べている。以上のような構成としている。次に、基本方針案の全体について概要を説明する。まず、「1 はじめに」で、本市では、「教育はひとづくりであり、まちづくりの基盤である」とし、あらゆる世代がいきいきと輝き、郷土への理解を深めて、愛着と誇りを持ちながら、生涯にわたり、学び続け、その学びを地域の活性化につなげるよう取組を進めていること、また、学校教育においては、個性を伸ばすとともに、社会性を培い、他者と協力して、様々な問題を解決していく能力などを身に付けることが期待されていることを述べ、本市の教育のあり方を示している。そして、このような教育を実現するためには、多様な個性を持つ児童生徒が互いに学び合い、高め合うことが大切であること、豊かな教育や学習環境等を保障することで、子どもたちは心豊かにたくましく育ち、「生きる力」を身につけていくことについて述べている。前回の基本方針から約10年余りが経過し、この間、社会は急速に変化し、本市における人口減少及び少子化の傾向が、子どもたちの教育、学習環境を考える上で、さらには、三次市の将来を展望する上で大きな課題となっていることについて触れ、小・中学校のよりよい教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、「三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化」についての答申を尊重し、学校規模及び配置の適正化の検討を進めて

いくことを表明している。次に、「2 国の動向」を記している。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家、社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている以上、本市においても、国が定める基準を踏まえつつ議論を進める必要があることから、その標準について記載している。国においては、近年、家庭及び地域社会における子どもの社会性を育成する機能の低下や少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれることを踏まえ、平成27年1月に「公立小学校中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が作成され、基本的な方向性や意見が示されている。この「手引」では、「児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。」と示されている。中段の表は、国の示す学校規模の標準である。小学校、中学校ともに、12学級以上18学級以下を標準としている。ただし、「特別の事情があるときはこの限りではない。」として、弾力的なものとされている。しかしながら、今後、少子化がさらに進むことが予想される中、義務教育の機会均等や教育水準の維持向上の観点から踏まえ、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応が将来的にわたって継続的に検討していかなければならない重要な課題であり、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育のあり方や、学校規模を主体的に検討することが求められている。続いて、「3 三次市立小・中学校の現状」として、(1) 児童生徒数の推移、(2) これまでの規模適正化の現状、(3) 通学区域の自由化制度の利用状況、(4) 小中一貫教育の取組の成果と課題、(5) ICTの活用、(6) 学校規模による教育活動の特徴、について示している。(1) から(4) までは答申にも示されており、これまでの協議でも示してきた部分である。(5) については、国の動向や本市における児童生徒一人1台のタブレット端末の整備の経緯、現状を述べている。(6) では、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して、一人ひとりが自己の存在感を実感し、他者と共感しながら、人間関係を育み、自己決定等をするこ

とは重要であり、小・中学校では、一定の集団規模が確保されていることが望まれる。また、学校には学校規模により教育活動に特徴がある。小規模校及び大規模校の特徴として、国が示す「手引」に示されたものを、参考として表に表している。各学校では、このようなメリットを生かし、デメリットを克服するための創意工夫や努力を行っている。「4 学校規模及び配置の適正化に向けて」として、答申において示された内容について、これまでの教育委員会会議での協議をまとめ、教育委員会の考えとして示している。(1) 通学区域の自由化制度については、「現在も一定の役割を果たしているにとらえており、制度を廃止することは考えていません。学びたい学校の選択肢を増やすことは、児童生徒にとって有効であると考えます。」としている。(2) 部活動指導については、文部科学省が、「休日の部活動を段階的に地域に移行する」ことを示していることに触れ、部活動の意義、あり様に沿うよう、本市に合った部活動の地域移行の仕組みについて考え、段階的な移行を進めていくという方向性を示している。(3) ICTの活用については、3(5)でも述べたように、本市におけるICTの学習環境整備の目的について、再度記載している。オンラインにより、学校間をつなぎ、学校の規模にかかわらず、遠隔授業を合同で行うことや、学習発表会などを実施することで、他の学校の児童生徒との意見交換や学び合いができることを例に挙げ、ICTを積極的に活用することで、学級や学年、学校の枠組を超えた柔軟な学習グループを編成することが可能となることを述べている。ただし、授業ではICTで繋がることができても、朝の会や帰りの会など教育課程に位置付けてられていないが、教育的意義が大きい活動については、ICTの活用だけでは補いきれない部分もあることを述べている。そして、これらのことから、現時点ではICTは多様な学びを実施するために活用していくが、学級数を確保する手段にはそぐわないという考えを示している。(4) 小中一貫教育の充実については、これまで取り組んできた三次市小中一貫教育をさらに充実、発展させ、学校、家庭、地域が協働して子ども達を育む地域とともにある学校づくりを推進するために、各中学校区単位でコミュニティ・スクールを導入することを述べている。「5 学校規模及び配置の適正化における基本的な考え

方（基本方針）」では、（１）適正規模についてとし、まず今年度の三次市の小中学校の状況について、表にまとめている。次に、適正規模の考え方として、「児童生徒は日常生活における周囲の人々との関わりを通して、自ら学び、考え、判断し、行動できる資質と能力を身に付け、また他人を思いやる心や感動する心など、多くのことを学び、よりよい人間関係を築く力を身に付けています。集団生活を通して、互いに刺激し合ったり、また、考え方や行動を相互に認め合ったりすることにより、個性を伸ばすことができると思います。」「そのためには、ある程度の集団を有する学校規模を確保する必要があると考えます。」と、適正化の必要性について示している。「ただし、適正規模については、学級数や児童生徒数等の、市内一律の基準を設けるのではなく、各地域の実情を勘案し、児童生徒一人ひとりに豊かな教育環境を保障する観点から、弾力的に検討していくものとします。」として、慎重に丁寧に進めていくという方向性も添えている。

続いて、（２）適正化することにより期待される効果として、国の示す「手引」を参考にして記載している。このような効果が期待されることを踏まえた上で、適正化を進めていくとするものである。（３）規模及び配置の適正化の対象については、「小学校及び中学校について、児童生徒一人ひとりに豊かな教育環境を保障する観点から、規模及び配置の適正化を進めていきます。」としている。（４）該当学校の適正化の検討をスタートさせる時機については、小学校は「全学年が複式学級」となった時点、もしくは、さらに小規模化が進み、「２つの学年で児童数が０」になった時点。中学校は標準法における「複式学級」となった時点、もしくはさらに小規模化が進んで、「１つの学年で生徒数が０」となった時点のいずれかとし、答申に基づいたものとしている。ただし、学校規模適正化の議論をスタートしていく時機に関する目安にかかわらず、地域の学校のよさをより発展させるために、早めに関係者への積極的な取組が必要と考えることを明記している。（５）適正化に向けた基本的な方策については、ア、イ、ウの３点で示している。最後に、「６ 『『三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化』に係る基本方針』の見直しについて」では、今後、当面の間、この方針に基づいて、学校の規模及び配置の適正化を図ることとし、しか

しながら、教育、学校、そして地域を取り巻く状況は、めざましく変化しているのです。その変化に応じて、「子ども一人ひとりの豊かな教育環境をどのように保障するか」という観点から、将来的には、『三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化』に係る基本方針」を検証し、見直していくことが必要であるとしている。

迫田教育長 今説明のあった内容について、本日全てを協議するというのは難しいので、特に今回は、全体の構成と、その主要な内容について協議し、詳細な文言修正などはしないということで、本日の協議内容として進めたいと思うがいかがか。

委員一同 一異議なし

迫田教育長 ではまず、全体の構成について、質問等あればお願いしたい。

深水委員 事前に読ませていただき非常に勉強させていただいた。また、先日市内の学校を見学させていただき、規模の大きいところと小さいところ、それぞれにいいところもあるし、課題もあると感じた。先ほどから教育長が言われるように、今、作り上げようとしている「基本方針」が教育委員会としての一つの答えなので、一緒に協力しながら言葉を作り上げていく必要があると重々思っている。ここにいる4人の委員、教育長の意見を踏まえた形での答えが出せればよいと思う。読ませていただいた中で、一番気になるのは、適正化という言葉の使い方が、結局は小規模を対象としたものになっているというところである。今回の「答申」にも、「規模の大小にかかわらず」という言葉が多く出てくるが、今回の「基本方針（案）」では、主に小規模が議題になっている。それは、例えば文科省の「手引」を見ても、かなりの分量を使って小規模を存続させる場合の教育の充実という1項目があり、そのあとに休校の学校再開があり、小規模校にも配慮した記述が、この「手引」には非常によく見られる。そこのところをうまく「基本方針（案）」にも反映してもらいたいというのが、全体的な意見として思うところである。文科省の「手引」の中には、決して大きいだけじゃない、小さいところのよさを見つけていこうといった言葉も出てきており、その部分や、この議論を反映し、また答申書も尊重して、「答申」、そして議論、さらに文科省の「手引」という3つの軸足のバランスをとりながら

書いていただきたい。より具体的な話をする、例えば「国の動向」に関していえば、前半に、「一定の集団規模が確保されることが望ましい」と書かれており、後半には、「特別の事情があればこの限りではない」とある。これでは小規模校に対しての配慮が少し弱い気がする。それから、ICTのところ、「学級数を確保する手段にはそぐわないと考える」という言葉が出てくるが、これは何を根拠とされているのか、少なくとも今までの議論の中で、その言葉はなかった気がする。ICTの可能性というのは、今回の「答申」の中でも繰り返し出てくる言葉で、「答申」では、学級規模についてはICTの積極的な活用によって、段々と変わってくるものではないかといった記述があるので、この「学級数を確保する手段にはそぐわない」という記載は、ちょっと理解に苦しむところである。もう一つ、「適正化の考え方」のところ、「そのため、ある程度の集団を有する学校規模を確保する必要があると考える。」とある。文科省の「手引」では「望ましい」という表現が、ここでは、「確保する必要」に変わっている。今回の「基本方針（案）」でも、（6）学校規模による教育活動の特徴の中では、「望まれる」になっているが、なぜかそこだけ「必要」という言葉に置き換わっているところが気になる。構成ということでいえば、最後の、（5）適正化に向けた基本的な方針についてや、「6 『三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化』に係る基本方針」の見直しについては、ちょっと分量が薄いと思う。その前の（4）にある、目安というのがこの本文の中心で、目安だけがこの中心になってしまっている、その後が大切なのではないかと思う。適正化に向けた基本的な方策も、「答申」の具体的な方策として、（1）ICTの活用、（2）小中一貫教育の充実、（3）学校統廃合という、3段階で議論したが、それも反映されていないところがあり、今までの議論と少し乖離した構成が見られるところが気になる。もう1点、細かいことについていえば、（4）に、「適正化の検討としてスタートさせる時機」があるが、誰が何をするのかということが、全く見えてこない。適正化の検討とは何なのか、確かにそれ以降に方策があるが、少し具体性にかけている。誰が適正化をやっていくのか、教育委員会なのか、文科省の「手引」には、例えば受益者たる地元、それから子

ども、これらを巻き込んでいくようにという記述があり、それも反映されていない。できれば、誰が何をというの、適正化の検討の部分ではつきりと入れていただきたい。この後の目安についても、「早め」と書いてあるので、例えば「小学校が複式になった時点」ではなくて、本当は「なることがわかった時点」で、「なった」ではなく「なる前」というのが本来の形だと思う。そういったところを検討し、全体の構成の中に入れ込んでもらいたい。

迫田教育長 まとめて言っていたので、確認させてもらおうと、まず、適正化の方針に関わる対象が、小規模校のみのような表現や流れになっているように見受けられるので、小規模校への配慮や、具体的な取組をもう少し書き込むことが必要なのではないかということ、それから、「ICTは学級数を確保する手段にはそぐわない。」という表現については、答申に表されている部分や、これまで協議してきたことの結論としては、言い方がふさわしくないのではないかということ、それから、基本的な方策についての分量が、今後の具体的な取組を目指すものとしては、「答申」と比較すると、量的にも、内容的にも薄いのではないかということ、そして、適正化の検討をスタートさせる時機を挙げているが、誰が、何を、どのようにスタートさせ、検討していくのかということが見えないので、見える形が必要なのではないかということの4点でよいか。

深水委員 もう1点、学校規模を確保することが、「望ましい」のか「必要」なのかということも気になった。

迫田教育長 文言のずれやどのような表現にするかということも含めて、今までの議論を踏まえた表現にしていく必要があるという意味でよろしいか。

深水委員 そうである。基本的な思いとすれば、複式学級になった段階で、本当に学校が必要なかどうかということ、きちんと地元、子ども等と議論する中で、それでも残したいという思いがあったら、それはやはり行政が支えていくべきだと思う。それでも支えきれないということになれば仕方ないが、文科省の「手引」の中でも、小規模校を残すときは、必ず行政的な支援をするように記述がある。それは地元の意見をしっかり反映させて、それでも「残したい」という気持ちがあれば残していくべきだし、それがで

きないのであれば、そうするための土台を作ってあげることが適正化の検討だと考えている。先ほど教育長が言われたように、適正化を検討させる時機を、この適正化の検討の中にきちんと地元、受益者たる子ども、保護者、そして行政を含めた受け皿をきちんと明記していただきたい。

迫田教育長 今のように、それぞれの委員の率直な意見を出していただくことが大事だと思うので、他の委員からも意見があればお願いします。

小根森委員 深水委員は以前から小規模校の問題点だけではなく、大規模校の問題点についても言われている。確かにこのたびB小学校に行って、40人の子どもたちが狭い教室の中で、窮屈な感じがあったし、態度のよくない子がいても、その子に時間をかけることができない状態があった。だが、今回の三次市における規模適正化においては、大規模校をどうこうするというよりも、集団活動を確保できない子どもたちの問題を解決することなのではないかと思う。そのことをどこかに書くか、大規模校の問題点に関しては、三次市ではこれから人口が減る中で、今回は問題にしないということが書いてあればいいと思う。構成のことになると思うが、三次市立小・中学校児童及び生徒数の推移は表かグラフのどちらか一方でよいのではないかと思う。「学校規模による教育活動の特徴」のところでは、集団活動ができないということを強調するだけでなく、少人数のよさや頑張っている様子もここへ入れてもらいたい。そして、先ほど深水委員も言われた、ICTが学級数を確保する手段にはそぐわないという記述については、私もよく意味がわからない箇所だと思う。最後に、(4)に「地域の学校の良さをより発展させるために、早めに関係者への積極的な取組が必要と考えます。」とあるが、これは、早めに行政の方から肩を叩くというか、何か言っていくような感じに誤解されるのではないかと思う。私が三次の在り方として思っているのは、地域から出てくる意見を行政が受け止めて対策していくというやり方が今までだったと思う。これからはどうなのか、行政から積極的に関わるのかどうか議論してから記載するべきだと思う。

迫田教育長 大規模校を適正化の対象にするかということについて、何らかの記述をすべきだということと、グラフか表のどちらかのみ記載でいいのではないかということ、それから、規模による現状として、少人数の学校や集団

の良さというものを書き入れるべきではないかということ、そして、「学級数を確保する手段にはそぐわない」という文言についても、検討が必要なのではないかということ、それから、早めに関係者への積極的な情報提供ということについては、どちらが仕掛けをするのかということについて確認するということであった。この最後の件については、前回示された「答申」でも、小学校については完全複式になった時点というのが目安としてあり、先ほど深水委員がいわれた、「なる」か「なった」かというのは別として、結果的には地域や保護者からの声を受けとめて来ている流れがある。今回「答申」として示された中には、「規模の大小にかかわらず適正化については常に検討していかなければならない」とあるので、「この地域における子どもの環境は本当にこれでいいのかということ、ぜひ一緒に考えましょう」という情報提供とセットで、話を進めるべきだと思うし、これまでの協議の中で、皆さんもそういう意見であると思ってきたが、そこはいかがか。簡単に言うと、「自分の地域は、完全複式、或いは少人数だとするとどうするか。」ということ、地元で巻き起こる議論を待つのではなく、「この地域での環境は今こうなっている。だから、子どもたちの学びの環境が、一人ひとりにとってどうなのかということ、ぜひ一緒に議論させてもらいたいし、一緒に意見を出し合いましょう」ということを、教育委員会からもきちんと積極的に情報発信していくことが必要であると私は思っている。その中で、保護者、地域、或いは子どもたちも含めて考えていくことについては、その議論すること自体が、まさにこれから子どもたち一人ひとりにとってよりよい環境づくりをどうしていくのかということに繋がるので、そういう意味での情報提供、情報発信とをセットで考えるべきであると思う。

小根森委員 そういった文言であればいいが、その辺りがすごく微妙である。今まで三次市は、保護者から意見をいただいて、本当に争いなく進めてきたと思う。他の地域では争いになったり反対派が出たりしている。それが必要ならばこの新しい方針がなくても、声掛けはできるのではないかと思う。

迫田教育長 上から押さえつけるようにやると受け取られるような、誤解を生じる記述は避けた方がよいのではないかという意見であった。その他の意見はい

かがか。

藤井委員 「1 はじめに」の中に、前回の基本方針から約10年余が経過し、社会は急速に変化したとある。今となってみれば、確かにそうだと思う文言である。子どもの教育にとどまらない、まちづくりそのものに直結するような状況だということを、教育行政側から、うまく市民、住民に理解してもらえようというアプローチをしていくことは、逆にやりやすいのではないかと思う。新型コロナウイルスのようなことも起こるが、少子高齢化に関しては、明らかに10年先の動きがわかって、それをもとに行政も動いていると思う。そこを開示というわけではないが、住民はアンテナを張っていない状況なので、「こういう状況が近々に起こってくる」ということをしっかりわかりやすく伝えないといけない。それはどの地域でも同じであると思う。特に若い人の興味、関心が薄れているのは間違いないと思うので、面白いまちづくりしていくためには、情報をしっかり開示して、「こういう状況である」ということを伝えることによって、今後の10年間で、やっぱり変わったというものにしていくためには、この「答申」に対する方針は、非常に重要であると感じている。

井岡委員 全体的に見た時に、やはり、5（5）適正化に向けた基本的な方策について、「6 『三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化』に係る基本方針」の見直しについては、だからどうだということをもう少し丁寧にはっきりと記載してある方がよいと思う。それを期待して方針を読むので、どうしてもそこに期待をしてしまった。それと、この間、A小学校を見学させてもらったが、1年生が1人だった。どんな気持ちで学習しているのかがずっと気になっている。あの子なりに楽しくやっているといえばそうだが、保護者がどう思っておられるのかが気になる。地域にある学校で、保護者からはこうしてほしいということは言いにくいと思うので、教育委員会から話し合いの場を設けるというのも大変大事なことだと思う。「学校規模による教育活動の特徴」にある、小規模校のメリット・デメリットの表の中に、A小学校の子どもを当てはめたら、ぴったりその通りで、そういうことかと思った。同じようにC中学校でも同じように感じた。特に2年生は女子生徒が1人もおらず、男子、女子ということはないと言っ

でも、やはり意見の交流などにしても難しいのではないかと思っている。もう1つ、ICTに関して、「すべてICTに頼るのではなく」という文言を受けて、「これらのことから、・・・ICTは・・・、学校数を確保する手段にそぐわない」と書いてあるので、別に違和感はなかったが、ここだけが突出してしまうと、確かに誤解されることはあるかもしれない。ただ、ここの意味はよく分かる。まだまだICTだけでは満足できない部分があると思っているので、誤解のない表現にする必要はあるかもしれないが、削除するまでのことではないと思う。

迫田教育長 最後の2ページをもう少し丁寧に記述した方がいいのではないかと
ことと、それから、A小学校、C中学校の例も含めて、保護者も思いが出せるような仕掛けを教育委員会で考えていくことが必要なのではないかと
いうこと、それから、この「基本方針(案)」は、すべて教育長の責任で作成している
ので、どんどん意見を出していただくことは大切なことだと思う。勝手に「三次市教育委員会はこんなことを考えている」といって示せるものではないので、国としてきちんと整理され、ある程度分かりやすいもので、しかも根拠がある文科省の「手引」を参考にしている。そういった部分に対して意見を聞かせてもらった。それからICTのことについて、「すべて頼るのではなく」という文言があつて、「学級数を確保するための手段にはそぐわない」というところに繋がっているが、その部分だけ突出して受けとめられると、誤解を招くかもしれない。でも、現状として、ICTをいくら活用したとしても、1学級や複式学級の学級数が、それで改善できるということにはならないという意味で書いているが、誤解を招くということであれば、文言をまた検討してみたいと思う。では、その他の意見はいかがか。

深水委員 大規模校の課題は、三次市ではそんなに問題にはならないといった話もあつたかと思うが、ただ、今回の「基本方針(案)」には、文科省の「手引」を参考にメリット・デメリットが書いてある。文章としてある限りは、何らかの対応策を示すということは必要であると思う。とにかく小規模校だけがターゲットではなくて、これはあくまで適正化の議論なのだということをしつかり示すという意味では、小規模校も大規模校もあつてもよい

と思うし、例えば、小学校複式や中学校複式、その他について、表のデメリットに相当することを保護者が感じたときには、「議論する、検討する」といった文言が入った方がいいと思う。デメリットが明らかに文章として載っているのに、それを放っておく、関係ないとはいえないと思う。それは、改めて言うと、「適正化に向けた基本的な方策」が、最後の文章としてはかなりやっつけになっているという気がするが、最初に、「学校規模の大小に関わらず」と書いてある。その上では複式学級の話をしているが、ここでは「大小に関わらず」となっている。ここがまだこなれていないということがあるが、それを踏まえた上でもやはり、複式学級に加えて大規模の問題も取り上げてもいいではないかと思う。もう一つは、複式学級の抱える課題は非常によくわかるが、少し厳しいと思ったのが、「適正規模の考え方」で、最後に「確保する必要があると考えます」とかなりきつい言葉で結ばれている。「適正規模の考え方」の前半部分に記載された、こういった人間関係を築くことなどが小規模校ではできないというように読める。課題として書くのはよいと思うが、今まさに小規模校に通っている子や、それらの学校を卒業した人達に対しては少し失礼なのではないかと思う。そこはしっかりと配慮した形の文章としていただきたい。6月議会で、教育長が議員の質問に、「大小の問題ではない」と答えられ、私は非常に感銘を受けた。「大きいからよい、小さいから悪い」という問題ではないということを文書として書いていただき、決して小規模校を狙い撃ちしているわけではないというのを、しっかりと文章の趣旨として入れていただきたい。

迫田教育長 小規模というのは、割とわかりやすいと思うが、大規模をどのようにとらえるかということも必要だと思う。この方針案の中でも、今の学校の状況を一覧にして載せているが、国の基準という標準規模のレベルで考えたら小学校は2校で、これは国の標準では大規模ではない。その2校を除いた全ての小学校が標準学級を下回っているという本市の実態がある。大規模を例えば、1学級35人から40人と考えて、課題とか工夫していかなければいけないこと等を書くということではできると思う。だけど、基本的に本市には大規模校はないので、「答申」でも50人を超える中学校を中規

模とか、クラス替えのできる学校を大規模校というように一定の定義づけをした上で大規模という書き方をしてある。文言の使い方をある程度整理して、その上で「規模の大小に関わらず」ということは、確かに子どもの環境を考えたときには、大きくても小さくても常に考えていかなければいけないので、そのことを踏まえてもう少し書き込んでいくという整理とさせてもらいたい。本日、協議していただいた意見を反映し、次回の教育委員会会議でまた協議させてもらうということで、進めていければと思う。

深水委員 ぜひお願いしたいのが、繰り返しになるが、学校の規模が小さくなくても、「地元がどうしても残したい」とときには残せるという一文があればいいと思う。(5)適正化に向けた基本的な方策についてのウのところでも、「統合による環境変化に対応し」で始まる。「複式になると統合になる」と読めるので、「それ以外の選択肢もある」という広い意味での文章にしてもらいたいと思う。それがどういう結論として出るかわからないが、選択肢としては示してもらいたい。

迫田教育長 本日はここまでとし、協議の状況を踏まえて次での検討としてよろしいか。

委員一同 一了承一

迫田教育長 これをもって本日の会議を終了する。